

# 賃上げ促進税制適用のポイント

## 税額控除の要件と上乗せ処置

ベースアップを実施



し、給与支給額が増  
加した場合の法人税、  
所得税の税額控除「賃上げ促進  
税制」について教えてください。



与水準の引き上げを  
求められる事例が増  
えています。前年に比して給与  
等支給額の増加が見込まれる場  
合、賃上げ促進税制の適用を検  
討する必要があります。全企業  
向けと中小企業向けの税制があ  
り、令和6年度税制改正による  
変更があったため、会社規模や  
事業年度によって適用可能な制  
度の内容が異なります。

### 1. 令和4年度改正の賃上げ促進税制

青色申告書を提出する企業で  
令和6年3月31日までに開始さ  
れる事業年度（個人事業主は令  
和6年まで）は、令和4年度改  
正の賃上げ促進税制の対象とな

ります。

#### ① 適用要件

継続雇用者（前事業年度お  
よび適用事業年度の全ての月  
分の給与等の支給を受け、両  
事業年度中に継続して雇用保  
険の一般被保険者であった  
者）への給与等支給額が前事  
業年度より3%以上増えてい  
ることが要件になります。

#### ② 税額控除と上乗せ措置

雇用者給与等支給額（所得  
金額の計算上損金の額に算入  
される全ての国内雇用者に対  
する給与等の支給額、給与等  
に充てるために他の者から支  
払いを受けた金額は控除す  
る）の前事業年度からの増加  
額に対し、15%を法人税額ま  
たは所得税額から控除します。  
上乗せ措置は二つあり、継続  
雇用者への給与等支給額が前  
事業年度より4%以上増えて  
いる場合、税額控除率の10%

上乗せが可能です。また、教  
育訓練費（国内雇用者の職務  
に必要な技術、または知識を  
習得させ、または向上させる  
ために支出する費用のうち一  
定のもの、外部講師謝金や研  
修委託費、外部研修参加費  
等）が前事業年度より20%以  
上増えている場合、税額控除  
率が5%上乗せになります。

上乗せは併用可能で、最大で  
雇用者給与等支給額の前事業  
年度からの増加額に対して30  
%の税額控除が可能です。が、  
税額控除は法人税額または所  
得税額の20%が上限となっ  
ています。

#### ② 中小企業向け賃上げ促進税制

##### ① 適用要件

中小企業者等（資本金が1  
億円以下の法人または従業員  
数が1000人以下の個人事  
業主など）の雇用者給与等支  
給額が前事業年度より1・5  
%以上増えていることが要件

になります。

#### ② 税額控除と上乗せ措置（表①）

雇用者給与等支給額の前事  
業年度からの増加額に対して、  
15%を法人税額または所得税  
額から控除します。上乗せ措  
置は二つあり、雇用者給与等  
支給額が前事業年度より2・  
5%以上増えている場合には  
税額控除率の15%上乗せが可  
能です。また、教育訓練費が  
前事業年度より10%以上増え  
ている場合には税額控除率が  
10%上乗せになります。(1)と  
同様に、上乗せは併用可能な  
ため、最大で雇用者給与等支  
給額の前事業年度からの増加  
額に対して40%の税額控除が  
可能ですが、税額控除は法人  
税額または所得税額の20%が  
上限となっています。

中小企業者等は、全企業向け  
と中小企業向けの選択適用が可  
能です。いずれも控除額の計算  
の際に雇用者給与等支給額の増

税理士法人アフエックス  
（商工研相談業務委嘱先）  
税理士・公認会計士

金子尚貴

**表① 令和4年度改正**

適用対象	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率
全 企業	+3%	15%	+20%	+5%
	+4%	25%		
中小 企業	+1.5%	15%	+10%	+10%
	+2.5%	30%		

加額を用いるため、雇用者給与等支給額が1・5%以上増加している場合には、上乗せの控除率の高い中小企業向けを選択し、1・5%未満の場合に全企業向けの継続雇用者への給与等支給額の増加率を確認して適用の可否を判断することになります。また、法人税額または所得税額の20%の上限にかからない場合には、上乗せ措置の適用の可否によっては控除額が大きく変わる可能性があります。決算前に雇用者給与等支給額の増加率や教育訓練費の増加率を確認し、上乗せの要件を満たしていない

**表② 令和6年度改正後（中堅企業枠新設）**

適用対象	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	※教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	子育てサポート 女性活躍支援	税額 控除率
全 企業	+3%	10%	+10%	+5%	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	+5%
	+4%	15%				
	+5%	20%				
	+7%	25%				
中堅 企業	+3%	10%	+10%	+5%	プラチナくるみん or えるぼし3段階目以上	+5%
	+4%	25%				
中小 企業	+1.5%	15%	+5%	+10%	プラチナくるみん or えるぼし2段階目以上	+5%
	+2.5%	30%				

場合には決算賞与の支給や新たな教育訓練費の支出を行うことで控除率を上乗せすることも節税につながります。

**2. 令和6年度改正の賃上げ促進税制**

青色申告書を提出する企業で令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始される事業年度（個人事業主は令和7年か

出所：中小企業庁「中小企業向け『賃上げ促進税制』」 ※金額基準あり  
 (注)内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。制度詳細は中小企業庁ウェブサイトでご確認ください。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

ら）は、令和6年度改正の賃上げ促進税制の対象となります。

(1) 全企業向け賃上げ促進税制

令和4年度改正から継続雇用者への給与等支給額の増加率と税額控除率に見直しがあり、増加率がより細かく設定されました(表②)。教育訓練費の上乗せ措置は前事業年度より10%以上増えている場合、適用となる増加率が引き下げられましたが、教育訓練費の支出額が雇用者給与等支給額の0・05%以上である場合に限るという金額基準が新設されました。また、厚生労働省から子育てサポート企業や女性の活躍推進に関する認定「くるみん認定」または「えるぼし認定」を最高水準のプラチナで受けている場合、税額控除率の上乗せ5%が新設され、最大控除率は35%に増加しました。

(2) 中堅企業向け賃上げ促進税制

① 適用要件

新たに中堅企業（従業員数が2000人以下）向けの制度が設けられました。継続雇用者への給与等支給額が前事業年度より3%以上増えていることが要件になります。

② 税額控除と上乗せ措置

継続雇用者への給与等支給額の増加率3%で税額控除率10%、増加率4%で税額控除率25%となります。教育訓練費は全企業向けと同じく増加率が10%で税額控除率5%となりませんが、雇用者給与等支給額の0・05%以上という金額基準がありません。プラチナくるみん認定または3段階目以上のえるぼし認定を受けている場合に税額控除率5%の上乗せが可能です。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制

給与等支給額の増加率と税額控除率に変更はなく、教育訓練費の上乗せ措置は前事業年度より5%以上増えている場合で、適用となる増加率が引き下げられました。全企業向け同様の金額基準が新設されました。プラチナくるみん認定、または2段階目以上のえるぼし認定を受けている場合に税額控除率5%の上乗せが可能です。また、赤字等によって要件を満たす年に控除ができなかった金額について、5年間の繰越が可能になりました。

